

1 県税制度の現状と課題

【現状】

- ・ 荒廃が進んでいる民有林（荒廃森林）19,000haを令和13年度までの20年間で解消するためには、第2期計画の終了時点の目標（10年間）9,500haの整備が必要。
- ・ 第2期計画が終了する令和3年度末の荒廃森林の整備量の合計が7,761haとなり、目標に対して82%の進捗となる見込み。

（主な理由：税導入時に比べ人件費の上昇や獣害対策経費の増大等）

➤ 第2期計画終了時点の当初見込

$$19,000\text{ha} \div \frac{2\text{期}(10\text{年})}{4\text{期}(20\text{年})} = 9,500\text{ha}$$

第2期計画終了時点目標（10年間）

➤ 荒廃森林の整備実績・見込

第1期計画による森林整備実績（H24～H28）	3,911ha
第2期計画による森林整備見込（H29～R3）	3,850ha
計	7,761ha（82%）

【課題】

- ・ 労務単価は、第2期計画のH29～R1の間に8%上昇し、今後も上昇が見込まれる。
- ・ 第2期計画と第3期計画を同じ予算配分とした場合、第3期計画の整備量は3,650haに留まる。
- ・ 第3期計画が終了する令和8年度末までの荒廃森林の整備量の合計が11,411haとなり、第3期計画終了時点の目標（15年間）14,250haに対して、2,839haが不足する。

➤ 第3期計画終了時点の当初見込

$$19,000\text{ha} \div \frac{3\text{期}(15\text{年})}{4\text{期}(20\text{年})} = 14,250\text{ha}$$

第3期計画終了時点目標（15年間）

➤ 年間整備可能量 730ha/年（労務単価の上昇を考慮し想定）

第3期計画（R4～R8） 730ha × 5年 = 3,650ha

（第2期終了時の実績見込）（第3期計画）  
7,761ha + 3,650ha = 11,411ha（第3期分の目標の80%）

○ 荒廃森林の整備実績・見込

第1期実績（H24～H28）	3,911ha
第2期見込（H29～R3）	3,850ha
第3期見込（R4～R8）	3,650ha
計	11,411ha

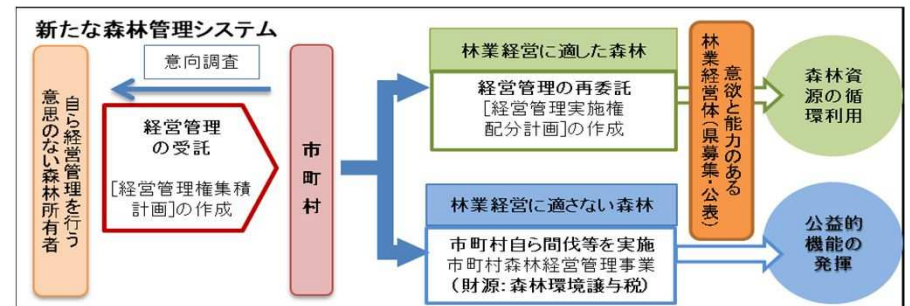
3期分の目標14,250haに対して、2,839ha不足

2 新たな森林管理システムの創設

【森林経営管理制度】

平成31年4月に森林経営管理法が施行され市町村が主体となり以下の取り組みを行うこととしている。

- ① 森林所有者の意向を調査し、自ら森林の経営管理を行う意思がなく市町村に所有森林の経営管理を委託することに同意した場合、市町村が経営管理権を取得し、市町村が管理
- ② 委託された森林のうち林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営体に再委託
- ③ 自然的条件などにより林業経営に適さない森林は、令和元年度に創設された国の森林環境譲与税を活用して市町村が管理



【森林環境譲与税】

森林環境税（令和6年度から課税、年額1,000円/人）の徴収に先行して、森林経営管理制度の施行とあわせて令和元年度から譲与が開始

・ 譲与先：市町村及び都道府県

・ 使途：

- （市町村）森林の整備、人材の育成・確保、森林の有する公益的機能の普及啓発、木材利用の促進等
- （都道府県）市町村が実施する森林整備の促進等への支援

山梨県への譲与額（試算）

（千円/年）

	令和元年度	令和2～3年度	令和4～5年度	令和6年度～
市町村	166,000	352,000	456,000	560,000
県	41,000	62,000	62,000	62,000

3 方向性

**荒廃森林の解消に向けては、2つの税制度を活用した森林整備が必要**

- ・ 国の森林環境譲与税を活用した森林整備を実施するために、森林所有者の意向調査に、10年から15年程度の期間を要することから、第3期計画終了時点の令和8年度末までの7年間（R2～R8）での森林環境譲与税を活用した整備量は1,938ha程度となる見込み。
- ・ これと、県森林環境税による整備量（H24～R8の15年間）11,411haを合わせると約13,349haとなる。
- ・ この整備量は、第3期終了時点の整備目標（15年間）の面積14,250haに対して、94%に相当。

➤ 市町村の森林環境譲与税の活用による森林整備面積（試算）

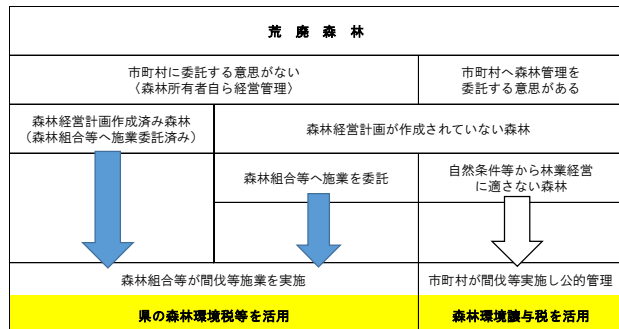
	第2期計画期間		第3期計画期間				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
市町村への譲与額(千円)	352,000	352,000	456,000	456,000	560,000	560,000	560,000
(うち森林整備経費)(千円)	14,700	70,400	136,800	182,400	280,000	336,000	336,000
(森林整備経費の割合(%)) <small>(実績見込み)</small>	4%	20%	30%	40%	50%	60%	60%
整備面積 (ha)	21	101	195	261	400	480	480
市町村の森林環境譲与税による令和8年までの森林整備面積（試算）						森林整備経費計 1,356,300 千円	森林整備面積計 1,938 ha

期	県森林環境税 (H24～R8)	市町村 森林環境譲与税 (R2～R8)	第3期計画終了時点 の目標 (15年間)
第1期	3,911ha		19,000ha ÷ $\frac{3期(15年)}{4期(20年)}$ = 14,250ha
第2期	3,850ha	+ 122ha	
第3期	3,650ha	+ 1,816ha	
	11,411ha	+ 1,938ha	
		= 13,349ha	

4 2つの税制度による森林整備の整理

- ・ 市町村に委託する所有者の森林は、森林環境譲与税を活用して間伐等の施業を実施
- ・ 市町村に委託する意思のない所有者の森林は、森林組合等が県の森林環境税を活用して間伐等の施業を実施

(参考) < 荒廃森林整備の流れ >



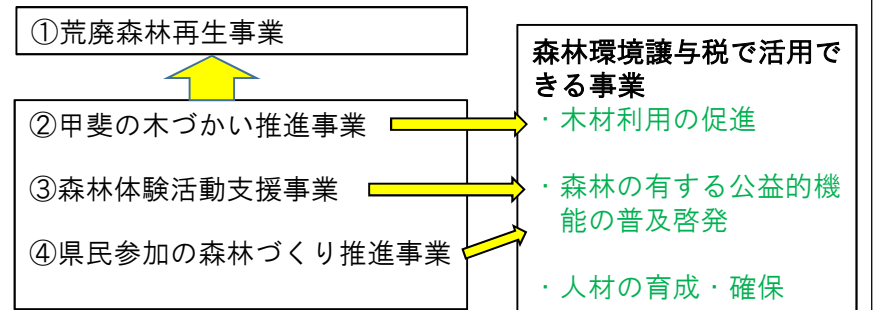
5 事業内容の見直し

森林環境譲与税の使途と重複する事業は、見直しを検討し、荒廃森林の整備を充実する必要。

➤ 県税第2期計画事業のメニュー

- 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり
  - ・ 荒廃森林再生事業・・・①  
荒廃した人工林を間伐し、針広混交林へ誘導
  - ・ 里山再生事業  
荒廃した里山林における不用木や侵入竹の除去・林内集積
  - ・ 広葉樹の森づくり推進事業  
伐採後に森林の状態に回復していない林地に広葉樹を植栽
- 木材・木質バイオマスの利用促進
  - ・ 甲斐の木づかい推進事業・・・②  
学校施設等に県産材を使用した学習用備品の導入支援
- 社会全体で支える仕組み
  - ・ 森林体験活動支援事業・・・③  
森林環境教育の一環として行う森林体験活動に対する支援
  - ・ 県民参加の森づくり推進事業・・・④  
木質バイオマス普及啓発イベントの開催
  - ・ 森林環境保全基金運営協議会開催

事業内容の見直しを検討



6 今後のスケジュール（案）

- 令和3年1月：県民・企業へアンケート調査の実施
- 4月：計画骨子案の作成
- 5月：森林環境保全基金運営協議会の開催
- 6～7月：県民説明会の開催
- 7月：計画案に対するパブリックコメントの実施
- 8月：森林審議会、森林環境保全基金運営協議会の開催
- 10月：第3期計画策定

## 山梨県森林環境税に関するアンケート調査（案）（令和3年 月）

### 県民

問1 あなたの性別はどちらですか。あてはまる番号を選択してください。

1. 男性 2. 女性

問2 あなたの年齢はおいくつですか。あてはまる番号を選択してください。

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代 6. 70代以上

問3 あなたのお住まいの市町村はどちらですか。あてはまる番号を選択してください。

峡中地域	1. 甲府市 2. 南アルプス市 3. 甲斐市 4. 中央市 5. 昭和町
峡北地域	6. 韮崎市 7. 北杜市
峡東地域	8. 山梨市 9. 笛吹市 10. 甲州市
峡南地域	11. 市川三郷町 12. 早川町 13. 身延町 14. 南部町 15. 富士川町
東部地域	16. 都留市 17. 大月市 18. 上野原市 19. 道志村 20. 小菅村 21. 丹波山村
富士五湖地域	22. 富士吉田市 23. 西桂町 24. 忍野村 25. 山中湖村 26. 鳴沢村 27. 富士河口湖町

### 企業

問1 貴社の業種をお伺いします。あてはまる番号を選択してください。

1. 農林水産業 2. 鉱業 3. 建設業 4. 製造業 5. 卸・小売業  
6. 金融・保険業 7. 不動産業 8. 運輸・通信業 9. 電気・ガス供給業 10. 医療・福祉  
11. サービス業 12. その他（ ）

問2 県内事業所の主な所在地はどちらですか。あてはまる番号を選択してください。

峡中地域	1. 甲府市 2. 南アルプス市 3. 甲斐市 4. 中央市 5. 昭和町
峡北地域	6. 韮崎市 7. 北杜市
峡東地域	8. 山梨市 9. 笛吹市 10. 甲州市
峡南地域	11. 市川三郷町 12. 早川町 13. 身延町 14. 南部町 15. 富士川町
東部地域	16. 都留市 17. 大月市 18. 上野原市 19. 道志村 20. 小菅村 21. 丹波山村
富士五湖地域	22. 富士吉田市 23. 西桂町 24. 忍野村 25. 山中湖村 26. 鳴沢村 27. 富士河口湖町

## 山梨県森林環境税に関するアンケート調査（案）（令和3年 月）

### 以下共通

問4 森林は豊かな水やきれいな空気を育み、災害から県土を守り、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収するなど様々な役割（多面的機能）を果たしていることをご存知でしたか。

1. 森林が果たす役割の内容をかなり知っていた
2. 森林が果たす役割の内容を一部でも知っていた
3. 森林の果たす役割を全く知らなかった

#### 【参考】

＜森林が果たす役割（多面的機能）＞

- 木材の生産や、きのこ・山菜などの林産物を生産する働き
- 豊かな水をたくわえ、供給する働き
- 山崩れや洪水などの災害を防止する働き
- 二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化を防止する働き
- 空気をきれいにする働きや騒音をやわらげる働き
- 貴重な野生動植物の生息の場を提供する働き
- 自然に親しみ、癒（いや）しや安らぎなど、リフレッシュや行楽の場としての働き
- 自然の大切さを学ぶ環境教育の場を提供する働き
- 美しい自然景観を形成する働き 等

問5 山梨県は県土面積の約8割が森林であることをご存知でしたか。

1. 約8割であることを知っていた
2. 森林の占める割合が高いことは知っていた
3. 全く知らなかった

#### 【参考】

山梨県総面積446,527ha 森林面積347,499ha(森林率77.8%) : 森林率 全国第3位

問6 明治末期の大水害により、山梨県に御料地が御下賜されました。このことにより、森林面積のうち約半分（46%）を恩賜県有財産（県有林）として、県が管理・整備を行っています。県有林が占める割合が全国一であることをご存知でしたか。

1. 全国一であることを知っていた
2. 県有林の占める割合が高いことは知っていた
3. 全く知らなかった

#### 【参考】

県有林面積158,235ha 森林面積に占める県有林の割合45.5% : 全国第1位

## 山梨県森林環境税に関するアンケート調査（案）（令和3年 月）

問7 神奈川県の水道水源である桂川流域において、山梨県が行う森林整備費用の一部を神奈川県が負担していることをご存知でしたか。

1. 知っていた
2. 聞いたことはある
3. 全く知らなかった

問8 現在、山梨県の民有林の一部は、手入れが行き届かず荒廃が進み、森林の持つ多面的な機能が十分に発揮できなくなる恐れがあることをご存知でしたか。

1. 知っていた
2. 聞いたことはある
3. 全く知らなかった

問9 山梨県では、荒廃した森林を再生することなどを目的に、平成24年度から森林環境税を導入した事業を進めています。このような取り組みをご存知でしたか。

1. 知っていた
2. 聞いたことはある
3. 全く知らなかった

問10 令和元年度から、地球温暖化や災害防止に必要な森林整備の財源として、国の森林環境税が創設されたことをご存じでしたか。

1. 知っていた
2. 聞いたことはある
3. 全く知らなかった

### 【参考】

- 温室効果ガス排出削減目標の達成及び災害防止のための森林整備等の安定財源を確保するため、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、国の森林環境税が創設されました。
- 国の森林環境税は、次の用途が示されています。
  - 【市町村】 間伐やそれを担う人材の育成・確保、森林の有する公益的機能の普及啓発、木材の利用の促進等
  - 【都道府県】 市町村が実施する上記取り組みの支援なお、国の森林環境税は、令和6年度から、一人年額1,000円を徴収することとされています。

## 山梨県森林環境税に関するアンケート調査（案）（令和3年 月）

問11 森林環境税を活用した取組は、現在、第2期計画により平成29年度から令和3年度までの5年間行うこととしていますが、依然として多くの荒廃した森林が残っている状況です。

令和4年度以降について、荒廃した森林の整備をどのようにお考えですか。

1. 必要である
2. 必要でない
3. わからない

### 【参考】

荒廃森林面積 19,000ha (H23時点)

○荒廃森林の整備実績・見込み

第1期計画による森林整備実績 (H24～H28) 3,911ha

第2期計画による森林整備見込 (H29～ R3) 3,850ha

計 7,761ha

○荒廃森林面積(R3末時点) 19,000ha - 7,761ha = 11,239ha

問12 森林環境税を活用した、森林所有者の負担のない森林整備については、森林所有者と県との協定により、森林の皆伐や転用等に関する所有者の行為を一定期間制限しています。これらの制限についてどのようにお考えですか。

1. 制限は必要である
2. 制限を緩和するべきである
3. わからない

### 【参考】

(荒廃森林再生事業を行う場合)

- ・ 20年間の皆伐、下層木の伐採等表土を流出させるおそれのある行為の禁止
- ・ 30年間の林地の転用（林地を宅地・農地等の違う用途に変えること）の禁止

(里山再生事業を行う場合)

- ・ 20年間の針葉樹等の植栽等による用材生産を目的とした人工林への転用の禁止
- ・ 30年間の林地の転用の禁止

(広葉樹の森づくり推進事業を行う場合)

- ・ 30年間の皆伐、下層木の伐採等表土を流出させるおそれのある行為（保育以外）の禁止
- ・ 40年間の林地の転用の禁止

## 山梨県森林環境税に関するアンケート調査（案）（令和3年 月）

問13 現在、森林環境税を活用して間伐等による荒廃森林の整備に取り組んでいます。制度を継続する場合、荒廃森林の整備以外の取り組みを行うべきか、どのようにお考えですか。

1. 荒廃森林の整備に集中すべきである
2. 荒廃森林の整備以外の取り組みも行うべきである

（具体的に：

）

### 県民

問14 森林環境税は、個人から1人当たり年額500円を負担していただいています。今後も継続する場合、あなたはどの程度の負担が適切とお考えですか。

1. 現行（500円）を維持すべきである
2. 金額を引き上げるべきである（年額\_\_\_\_\_円）
3. 金額を引き下げるべきである（年額\_\_\_\_\_円）
4. わからない
5. その他（

）

### 企業

問14 森林環境税は、企業一社当たり法人の県民税均等割り額の5%相当額（資本金等に応じて1千円～4万円）を負担していただいています。

今後も継続する場合、貴社はどの程度の負担が適切とお考えですか。

1. 現行（5%相当）を維持すべきである
2. 割合を引き上げるべきである（\_\_\_\_\_ %相当）
3. 割合を引き下げるべきである（\_\_\_\_\_ %相当）
4. わからない
5. その他（

）

問15 最後に、森林環境税を活用した取り組みについて、何かご意見、ご提案がございましたら、ご自由に記入ください

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。